

令和3年度再資源化等業務に関する事業報告書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施した。

令和3年度においては、地方公共団体(以下「地方自治体」という。)のためのセーフティネット機能の一環として、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不適正な処理を行う事業者等への指導強化に資する知見の共有・情報提供等の支援について、リモートツールを活用しながら実施した。

II 事業内容

令和3年度に再資源化等業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務では、年間製造・輸入台数が1万台未満の自動車製造業者である特定自動車製造業者等31社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

令和3年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で8,344台分、0.4億円の委託料金等収入を収受した。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

本業務では、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者が確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施した。

令和3年度は定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で10,704台分、0.9億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表した。

また、本業務においては、環境省との連携及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下「D.Waste-Net」という。)メンバーとしての活動を通じて、災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方自治体による対応の円滑化に向けて、以下を実施した。

- (1) 平成29年度から5ヵ年計画の第1期として行っていた大規模災害への対応事業の総括を行い、令和4年度からの第2期活動についての具体的な取組みを策定し、次期支援業者を選定した。
- (2) 手引書・事例集、被災自動車に関する推計結果等を活用した、情報提供・啓発活動並びに説明会・研修会を通じて、地方自治体における被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施した。併せて、コロナ禍における自治体ニーズに応じた研修方法として、オンライン方式の拡充を図った。
- (3) D.Waste-Net の活動を通じて、地方自治体に情報提供、助言等の支援を実施した。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

本業務では、引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を実施した。

令和3年度は定常的な取組みにより、78市町村に対し、27, 931台分、1.4億円の出えんを実施した。

また、本業務において、その他以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、令和2年度に実施したアンケート等で明らかになった18市町村の課題・要望に対応した。
- (2) 離島市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力要請に応じ、周知ポスター及び周知チラシを46市町村に配布した。また、新たに島民向けの周知ツールとして、事業案内を記した付箋を作成した(令和4年度以降配布予定)。
- (3) 令和2年度に実施したアンケートの結果を踏まえ、当該事業について周知不足とみられた4市町村に対し、離島航路の港に近い事業者にチラシ等を配付することで、事業への参画を促した。
- (4) 令和3年度に申請のあった78市町村のうち、延べ21市町村の申請証憑確認を実施し、事務精度を確認した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

本業務では、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方自治体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を毎年地方自治体に周知しているものの、令和3年度は、不法投棄等対策支援事業を活用した地方自治体はなかった。

なお、国のモデル事業にて現場調査等が行われた不適正保管事案について、この調査結果に基づいて地方自治体による指導が行われたことにより、原因者側による現場の撤去が進んだ。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方自治体に向けたその他の協力事項として以下を実施した。

- (1) 地方自治体における不法投棄・不適正保管事案に関する課題の解決に資するため、情報提供・助言等を実施した。
- (2) 不法投棄・不適正保管の事案を所管する地方自治体の対応状況等について情報の整理を行い、当該地方自治体の担当者と事案の解消に向けた意見交換を実施した。
- (3) オンライン方式にて上期に実施した「自治体担当者向け基礎知識研修」と下期に実施した「自治体担当者向けステップアップ現場研修」等を通じて、地方自治体の担当者に対し、不法投棄・不適正保管事案の解消や不適正行為を行う事業者への指導強化に向けた知見を提供した。また、ステップアップ現場研修を行った際、令和2年度に実施したモデル事業の概要・成果についても併せて紹介した。

5. 地方自治体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務では、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方自治体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。

令和3年度は、地方自治体による不法投棄等対策支援事業の活用がなかったことに伴い、5号業務の実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務では、地方自治体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を行うこととしている。

令和3年度は、地方自治体その他の者からの要請がなく、実績はなかった。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和3年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和4年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和4年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

以上